

# 世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進委託実施要項

文化庁次長決定

令和5年3月29日

## 1. 趣 旨

国際的な文脈において評価され得るアートイベント等の実施を通じて、我が国が国際的な文脈づくりの一端を担い、世界の文化芸術の発展に寄与するとともに、我が国を文化芸術のグローバル発信拠点へと成長させることを目的とする。

## 2. 委託業務の内容

- (1) 国際的なアートフェア等の実現に向けた我が国アートシーンの発信業務
- (2) 国際発信力のある文化芸術イベントにおけるアートの国際発信業務
- (3) 「新たな価値」の提案・発信による日本文化のグローバル展開に関する業務
- (4) その他、我が国に世界のアート・文化関係者等を惹きつけ、日本文化のグローバル展開を戦略的に推進する取組の実施
- (5) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (6) その他上記(1)から(5)の業務に付随する必要な業務

## 3. 業務の委託先

委託先は、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす我が国の団体(以下、「実施団体」という。)とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
  - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

## 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。
- (3) なお、文化庁は、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

## 6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費及び一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部の返還を命じることができる。
- (3) 委託費の支払は、原則として精算払いとする。但し、文化庁が必要と認めた場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

## 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

## 8. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）には、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。